

平成 17 年 (ワ) 第 87 号、平成 18 年 (ワ) 第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田 稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (13)

原告ら準備書面 (9) 第 4 に対する反論

田中宥司実験 (乙 27) について

平成 18 年 9 月 7 日

新潟地方裁判所高田支部 合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



1 議論の経緯

- (1) 原告らは、原告ら準備書面(4)第 5 において、「師管液において存在する金属イオン濃度を 6.6, 6 ~ 212.6 mM (ミリモル)」とした上で、当該条件下においては、金属イオン交換によりディフェンシンの細胞壁との結合が遊離する、などと主張した。
- (2) これに対し、被告は田中宥司実験 (乙 27) を提出した上で、ディフェンシンは、50 mM $\text{Mg} - \text{NaOH}$ 緩衝液 (pH 6.0) 中において NaCl 濃度が少なくとも 250 mM 以上でないと、イオン結合した細胞壁から遊離しない、と反論した。

2 田中宥司実験 (乙 27) が意味するところ

- (1) 原告らは、原告ら準備書面(9)第 4 において、しきりに田中宥司実験 (乙 27) を批判しているようである。しかしながら、そもそも当該実験は、原告らがイオン交換の原理を展開する中で「カラシナ・ディフェンシンは、6.6, 6 ~ 212.6 mM 程度ではもちろんのこと、さらに弱

いイオン濃度でも容易に遊離する」との理論を展開したことに対して否定したものにすぎない。

- (2) なお、黒田実験（乙19、25）のとおり、実際に本件GMイネの茎葉から体外にカラシナ・ディフェンシンが流出しないことは、科学的事実である。

以上